

補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市自発的活動支援事業実施事業
補助の区分	奨励補助、協調事業補助
補助の概要	障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、地域における自発的な取組みを支援する。
補助事業者	補助の対象となる団体等は、次に掲げる全ての事項に該当するものとする。 (1) 市内に住所を有する地域住民等で構成されていること又は市内に住所を有する地域住民等が構成員の多数を占めていること。 (2) 主として市内で自発的に活動を行っていること。 (3) おおむね構成員が10名以上の団体等であること。 (4) 構成員から会費を徴収していること又は団体等の規約があること。 (5) 佐渡市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団でないこと。
補助対象経費	報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費等）、役務費（通信運搬費、保険料及び手数料）、委託料、使用料及び賃借料並びに負担金
類似補助の有無	無
※類似補助金の統合メニュー化	○同種の補助金の統合検討
補助金額（定額、上限、下限等）	1団体につき100,000円上限
※少額補助金は廃止	○少額（5万円以下）補助金の理由
補助率等	10/10 負担割合 国1/2・県1/4・市1/4
※補助率は原則1/2以下（市単独の場合）	○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由 市の補助額は1/4である。
数値目標等	数値化
※数値目標の設定検証	事業回数2回 ○目標に対する費用対効果（計算式） 障害者及びその家族、地域住民による地域における自発的な取組みを行うことにより、障害者が日常生活及び社会生活を営むうえで生じる社会的障壁を除去する。 ○目標を数値化できない理由及び他の評価方法
補助制度開始	平成29年4月1日
見直し時期	令和2年10月30日
補助終期	令和3年3月31日
※サンセット方式の徹底	○終期の設定が3年を超える場合の理由
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法（手段） 団体の広報誌等による公表
事業担当（担当部署）	社会福祉課
（電話番号）	0259-63-5113